

青梅市総合体育館および青梅市体育施設の指定管理者の指定について

青梅市総合体育館および青梅市体育施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和5年12月7日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

- 1 公の施設の名称
青梅市総合体育館
永山公園総合運動場
東原公園水泳場
わかぐさ公園こどもプール
沢井市民センタープール
市民球技場
わかぐさ公園野球場
ちがむら球技場
東原公園球技場
友田レクリエーション広場
青梅スタジアム
- 2 指定管理者となる団体
青梅市スポーツ施設運営パートナーズ
構成団体（代表）
東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
構成団体

東京都港区芝浦三丁目4番1号

株式会社NTTファシリティーズ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで